



事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人主管課
殿

ス ポ ー ツ 庁 競 技 ス ポ ー ツ 課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への
参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項について

児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等の参加に当たっての配慮事項等については、「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」（平成 27 年 10 月 30 日付け 27 ス庁第 142 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知。以下「本通知」という。）にてお知らせしているところです。

また、本通知に関しては、平成 29 年 1 月 18 日に開催された都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、上記通知の趣旨が学校等に確実に伝わるよう適切な周知をお願いするとともに、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができる旨周知しているところですが、新年度になり、児童生徒の各種競技大会等への参加に関する申出や「出席」扱いに関する相談が新たに行われることも見込まれることから、都道府県及び指定都市教育委員会担当課並びに都道府県私立学校主管課にあっては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人主管課にあっては、その管下の学校に対し、改めて本通知の趣旨について御周知願います。

なお、本通知に係る事務の取扱については下記の事項に留意していただくようにお願いします。あわせて、各学校における本通知に係る事務の適切な取扱に資するため、「Q & A」を作成しましたので、参考として送ります。これらについてもあわせて御周知願います。

【留意事項】

- 1 オリンピック・パラリンピック以外の各種競技についても、学校部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができるものであること。
- 2 校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、
 - ①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果（生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成、健康の増進、体力の向上、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の育成等）を適切に把握した上で、
 - ②当該児童生徒の心身の発育・発達の状況
 - ③当該児童生徒の学校教育上の状況等について懸念される事項（各種競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達に悪影響を与える可能性や当該児童生徒の学業や生活への支障等）がある場合、当該教育的効果とこれらの懸念される事項を照らし合わせる等の方法を通じて、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断すること。
- 3 校長は、当該児童生徒の各種競技大会等への参加が決定した後のみならず、2の判断を行うに当たっても、当該児童生徒が各種競技大会等に参加する教育的効果や活動状況を具体的に把握できるよう、児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面の作成を依頼するなど各競技団体等と必要な意思疎通を図ること。
- 4 校長は、2の判断を行った場合には、判断の理由を当該児童生徒の保護者に対して丁寧に説明するなど、保護者と適切に意思疎通を図ること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 2679）